

被害アピールが歩行者の信号無視行動に及ぼす影響

北 折 充 隆¹⁾

【問題と目的】

道路が無数の第三者が行き交う公共空間である以上（蓮花, 2000），個々人の利益を優先する行動は，危険な交通錯綜を引き起こす元凶となる。そこで，交通ルールなど一定の枠組みで，個人の行動を規制する必要が生じるが，こうしたルールの中でも信号の遵守は，とりわけ特殊なルールであるといえる。すなわち，交通空間の全ての人人がそのルールを認知しつつ，立場や状況により悪質性の評価が大きく異なる点である（e.g., Verkuyten, Rood-Pijpers, Elffers, & Hessing, 1983）。信号の遵守自体は，道路交通法に明記されており，交通安全教育などを通じ（木島, 1988；新美・石川・田中・内山, 1997），交通法規として強く内在化されている。しかし現実の社会場面においては，歩行者の多くが信号を守っているとはい難い。小林・内山・松本（1977）は，交通違反の悪質性意識について検討し，歩行者の信号無視がドライバーのそれと比較して，違反行為に対する悪質性の評価が大幅に低いことを見出している（Table 1）。小林らによれば，悪質性の程度を規定する要因は3つに大別される。すなわち1つ目は，法律的な罰則規定であり，違反した場合に科される制裁の程度である。もう1つは個人の持つ道徳感・価値観といった社会的態度であり，内在化された罪悪感と密接に関連する。そして3つ目が，風土・文化といった社会的環境である。歩行者の信号無視は，これら3つの要因のいずれもが，高い悪質性評価に結びつくものではない。まず，法律的な罰則規定について，歩行者の信号無視は自動車のそれと比較して大幅にゆるい（道路交通法, 1993）。小林・小山（1975）は，交差点に警官が立っていた場合，そうでない場合と比較して，むしろ信号無視をする人が多くなることを明らかにしている。これについて小林らは，警察官の存在は歩行者を保護するものであり，違反を摘出す

のではないとの認識に基づくと解釈しているが，罰則規定が機能していないことの傍証といえる。しかし，北折・吉田（2000a）における歩行者行動の観察研究では，周囲の歩行者につけられた形で左右を確認することなく交差点に侵入し，青信号に従って進んで来た車の方が驚いてクラクションを鳴らして止まってしまったというエピソードが報告されている。これを勘案すると，周囲の行動にただ従うだけというのは時として非常に危険であり，単に信号を守るべきかどうかという議論は，こうした危険な信号無視の解決にはつながらない。

こうした信号無視を抑止する方略として，北折（1999a）は，後続を誘発する初めの一人になりうるような，周囲の状況に関係なく信号を無視する確信犯を渡らせないようにすることが大切であると主張している。北折・吉田（2000a）は，初めの一人が後続の逸脱者を導くようなモデルについて，二つの社会規範の相互作用としての解釈を試みている。ここでいう二つの社会規範とは，Cialdini, Kallgren & Reno (1991) による，命令的規範（injunctive norm）と記述的規範（descriptive norm）の2つの規範をさす。Cialdini *et al.* の定義に基づけば，命令的規範とは，多くの人々がとるべき行動や，望ましい行動と評価するであろうとの，個人の知覚に基づく規範である。また，社会的報酬や罰をもって行動が志向され，法律の形成とも密接に関連する（e.g., Staub, 1972）。命令的規範は社会や集団の価値観を反映しており，逸脱行動は社会的価値観への脅威となる（Solomon, Greenberg, & Pyszczynski, 1991）。このため，不適切と評価された行為がタブーとなったり，政府や組織により，法として明文化される（Triandis, 1994）。もう1つの記述的規範とは，多くの人々が実際にとっている行動であるとの知覚に基づく。つまり，周囲の他者がとる行動を，その状況における適切な行動の基準であると認知することによる（Stiff, 1994；Gilbert, 1995）。こうした行動判断は，考える時間や手間を省かせ，高い確率で効果的な結果を得ることができる（Jacobs & Campbell, 1961）。記述的規範を支え

1) 日本国際振興会
名古屋大学教育発達科学研究所

被害アピールが歩行者の信号無視行動に及ぼす影響

Table 1 交通違反の悪質性意識評価（小林・内山・松本（1977）より作成）

	免許不保持者	警察官	全 体
1. ウイスキー7杯飲んだ直後運転	9.26	9.88	9.55
2. 踏切で警報機がなっているのに通過	8.84	9.49	9.10
3. 他の車と側面衝突、重傷を負わす	8.92	8.84	8.67
4. 赤信号知っているのに走行	8.56	9.17	8.64
5. 墬にぶつかりかなり損害を与えたが走り去る	8.68	9.22	8.57
* * *			
17. 横断禁止場所で歩行者と衝突、重傷を負わす	8.09	6.58	6.86
18. 夜間赤信号、通行車両がないので走行	6.11	7.26	6.72
19. 「止まれ」の標識あるのに一時停止しない	6.80	6.97	6.65
20. 踏切で電車が来ないので止まらず通過	5.58	6.94	6.46
21. 歩行者用信号赤、車が来ないので横断	5.57	6.58	6.44
22. 消火栓のすぐ脇に駐車	6.09	6.71	6.38
23. ガードレール曲げたが車が動いたので走行	6.41	7.21	6.19
24. 横断歩道外を渡っている時警笛鳴らし加速	6.61	6.35	6.08
25. 赤信号知らずに走行	5.76	5.98	5.87
26. ヘルメット着用せずに二輪車運転	5.63	5.59	5.67
* * *			
39. 制動灯故障知らずに運転	4.87	3.58	4.18
40. 歩行者と接触事故大丈夫といったので去る	4.20	4.11	3.65

※評定は0～10までの平均値

実際の調査では、この他に更新時講習受講者、短期違反者、中・長期違反者にも調査を実施しており、全体はこれらを含む合計平均値である。

る概念に、Cialdini (1988) の社会的証明 (social proof) が挙げられるが、社会的証明は無意識のプロセスであり、行動判断に大きく影響するにも関わらず、情報を精緻化するようなことはあまりない。実際の社会的行動を考えると、身近な他者がとる行動を判断の拠り所とすることは多いが (Bandura, Grusec, & Menlove, 1967; Grube, Morgan, & McGree, 1986)，そういう周囲の行動が正しいのかどうかを考えることはあまりない。この点は非常に重要であり、周囲のとっている行動が、必ずしも命令的規範に準拠しているとは限らない (Newcomb, Huba, & Bentler, 1983)。例えば未成年の喫煙について、周りの友人が喫煙していることは、喫煙を促進する上で中心的要因となる (McAlister, Krosnick, & Milburn, 1984; Murray, Swan, & Johnson, 1983)。また、行動判断の基準が曖昧であれば、周囲の他者がとる行動に判断の根拠をゆだねる傾向はより顕著となる (Tesser, Campbell, & Mickler, 1983)。周囲の他者がとる行動に基づく記述的規範は、行動判断に強く影響する可能性が極めて高い。

これまで歩行者の信号無視を扱った研究は、危険行為敢行度に関する観察研究 (宇留野, 1964), 横断歩行者

の事故分析 (橘田・津村・高田, 1967a, 1967b; 小島・池之上, 1979) など、歩行者の挙動や実態に関する実地調査に基づく検討が多かった。しかし、これらはいずれも、周囲の他者がとる行動が及ぼす影響は視野に入れていない。現実の社会場面においては、様々な状況変数が行動判断に複雑に関与する。その中でも、周囲の他者がとる行動に基づく記述的規範は、個人の行動判断に大きな影響を及ぼすのは前述の通りである。長山 (1989) は、歩行者の信号無視について、他人もルールを破っていると認知することが、逸脱行動に対する心理的抵抗を小さくすると解釈している。歩行者は、信号遵守の規範を強く内在化させているにも関わらず、実際の行動判断では、むしろ周囲の信号無視に影響される場合が多い (Lefkowitz, Blake, & Mouton, 1955)。「赤信号、みんなで渡ればこわくない」と思わせるような状況下では、後続者は自分の判断で安全を確認しようとせず、危険な事態を招くことが多くなるであろう。

上記を踏まえて筆者はこれまで、歩行者の信号無視行動に影響する要因について、記述的規範の影響プロセスを踏まえていくつか検討してきたが (北折, 2000; Kitaori, Yoshida, & Hirooka, 2001など)，すべて

資料

の抑止・促進要因について明らかとなったわけではない。信号無視行動を規定する要因は、実際には記述的規範以外にもいくつか存在し、これらを一つ一つ明らかにしていくことは重要である。

そこで本研究では、これまでの知見をふまえ、被害アピールが歩行者の信号無視行動に及ぼす影響について検討する。被害アピールとは、逸脱行動により生じた被害を提示することで行為の自粛を訴えるアピールをさすが、北折（1998）および北折・吉田（2000b）は、5つの違反抑止メッセージの相対的效果について多面的な検討を行っている。この中で、メッセージのインパクトに関する北折の調査では、被害の提示が罪悪感を高め、禁止を妥当であると認知させる効果が明らかになった。しかし、北折・吉田のフィールド実験では、被害の提示が実際の駐輪違反行動に対し、相対的な効果は特に見られなかった。また、フィールド実験では制裁提示の劇的な効果が明らかになったが、調査では制裁の提示が与えるインパクトに顕著な違いは見出されていない。こうした結果が見られた理由はいくつかあるが、特に2つの研究において、その被害や制裁の程度や対象、強さがまちまちであったことが大きな原因として挙げられる。すなわち北折の調査では、被害の提示には自分以外の第三者が被る身体的被害の提示（濡れた傘からの水滴で、転んでけがをした）、不特定他者への迷惑（駐輪違反が車の通行の妨げになる）など、対象や被害の大きさが統一されていなかった。また北折らのフィールド実験では、自転車撤去の制裁提示に効果が見られたものの、停学処分や自転車の乗り入れ禁止などといった、より重い制裁を科された場合の効果や、制裁が執行される可能性などが、抑止効果とどう関連しているのかは明らかでない。これまで、こうした効果に関する検討は行われておらず、被害と制裁の対象関係を明らかにすることは、二つの知見の食い違いを説明する上での大きな手がかりとなるであろう。つまり、逸脱行動の抑止力の動因が「自分が損をする」といったある種のリスク認知であるならば、これを認知しやすい形で明示することがきわめて重要である。本研究ではこれまでの枠組みにならい、歩行者の信号無視を逸脱行動の場面として用いる。その上で、信号無視で自身が事故に遭う可能性があることを被害アピールとして提示し、効果を検討する。

また、習慣性について北折・吉田（2000c）は、初めて交差点を通る歩行者の方が通学などで毎日通っている歩行者と比べ、より行動が慎重になることを明らかにしている。これは、初めて通る歩行者にとっては交差点環境が新規な事態であるため、一般に望ましいとされる命令的規範に従っておけば不適切な行動になりにくいため

と解釈された。この知見に基づけば、習慣性の低い歩行者の方が被害アピールを目撃した場合、より慎重に行動すると予測される。この点については研究2で明らかにする。

研究1

【目的】

歩行者の信号無視を場面として用い、逸脱者（ここでは信号無視をする歩行者）自身が被害に遭う可能性を示すような被害アピールの効果を検討する。ここでは、信号無視によって事故に遭った歩行者がいたことアピールするという方法を用いる。

【方法】

対象とした交差点 名古屋市千種区四谷通り2丁目交差点を観察対象とし、交通に支障が生じない場所よりビデオ撮影を行った。この交差点は、幹線道路に対する側道を横断する形で設置されている。北折（1999b）によると、道幅は約7.8mであり、すぐに渡り終えられる程度の広さである。車の通行量は、時間帯により多少変動するが、歩行者信号が赤の間に、平均して5.88（SD：2.53）台の車の通過が見られた。また、歩行者信号の赤現示時間は平均して55.34（SD：1.10）秒であった。観察する限りでは、車に対する信号が青の間、間断なく車が通過していたことはなく、車が通過してから信号を無視して渡ることが可能である。この交差点は、地下鉄の駅とN大学の中間に位置し、学生の通学路となっており、観察対象はN大学の学生が大半である。観察は道路両側の歩道のうち、大学に向かって右側の歩道のみを対象とし、歩行者（少数の自転車も含む）の進行方向は、大学・地下鉄の両方向を対象とした。

被害アピールについて 信号無視により事故が起きたことを示す形で被害アピールを行った。すなわち被害アピールとして、交通死亡事故現場等でよく見られる花束を置く方法を用いた。花束を見ることにより通行者は、そこで交通死亡事故が起きたと知覚すると考えられる。こうしたアピールはメッセージを提示するよりも、より現実的であり、被害を感情的に訴える効果もあわせて期待できる。

観察手順について 観察は人目につかない場所よりビデオ撮影を行い、後でビデオを分析するという手順をとった。被害アピールの観察は2000年3月31日に行われ、被害アピールを行わない状況のデータは、北折・吉田（2000a）のデータをそのまま用いた。いずれも撮影テープをもとに筆者が、5番目に交差点にさしかかった個人が置かれている記述的規範に関する行動記録をとった。これまでの研究では、記述的規範が行動判断に強く影響

被害アピールが歩行者の信号無視行動に及ぼす影響

することが明らかになっているため、本研究でも記述的規範と歩行者行動の両側面から検討を行う。なお、撮影されたビデオテープはいずれも、完全に独立な状況で第三者（心理学専攻学部生）に見てもらい、以下の2点について判定を求めていた。このため、行動分析に個人の主観的なゆがみは反映されていない。

- ①観察対象とした個人が、信号が青になるまで止まっていたか否か。
- ②その時に周囲の他者がとっている行動が示した記述的規範は何であったか。

被害アピールとしての花束は、歩行の邪魔にならない位置に設置され、他にたばこ、果物等が加えられた。これにより、花束は成人が死亡したために置かれたと認知される。なお、交差点から30メートル程度離れた電柱に、交差点の花束が実験用に設置されたものであることを示す張り紙が張ってある。この張り紙は必ず信号を渡った後で目にするように張ってあり、この張り紙によってデブリーフィングが行われている。設置状況の概略をFigure 1に図示した。

記述的規範の基準について　ここでいう記述的規範とは、周囲の他者がとっている顕現化した行動である。ただし、この基準だけでは曖昧であるため、具体的に以下の基準により分類した。

“渡れ”：その場にいる人のうち過半数が、明らかに信号無視をして渡った。

“止まれ”：その場にいる人のうち過半数が、明らかに渡らずに止まっている。

“ニュートラル”：交差点にさしかかった時点で誰もいなかったり、渡る人と止まる人のどちらが多いかが判別不能な場合。

【結果】

誰も通過しなかったサイクルを除き、赤信号の間に5番目の人が交差点にさしかかった時に顕現化していた記述的規範を、“渡れ”, “止まれ”, “ニュートラル”に分類した。その上で、被害アピールの有無と3つの記述的規範の出現数について、 3×2 のクロス集計表を作成した。被害アピールの提示がなかった場合、“止まれ”と“渡れ”がほぼ同数であるのに対し、被害アピールが提示された場合、記述的規範“止まれ”的方が多く形成されてはいたが、比率に偏りは見出されなかった ($\chi^2(2)=2.71$, n.s. ; Figure 2 参照)。また北折らにない、被害アピール提示状況において、3つの記述的規範と5番目の歩行者が渡ったか止まったについて、 3×2 のクロス集計表を作成したところ有意差が見られ ($\chi^2(2)=11.92$, $p<.05$; Figure 3 参照)。残差分析を行ったところ、記述的規範に行動判断が影響されていることが確認された。よって、本研究で用いた被害アピールが、記述的規範の形成に対して効果を示したわけではなかった。ただ、このことは花束の存在に気がつかなかったことを意味しない。すなわち行動記録の中で、実際には花

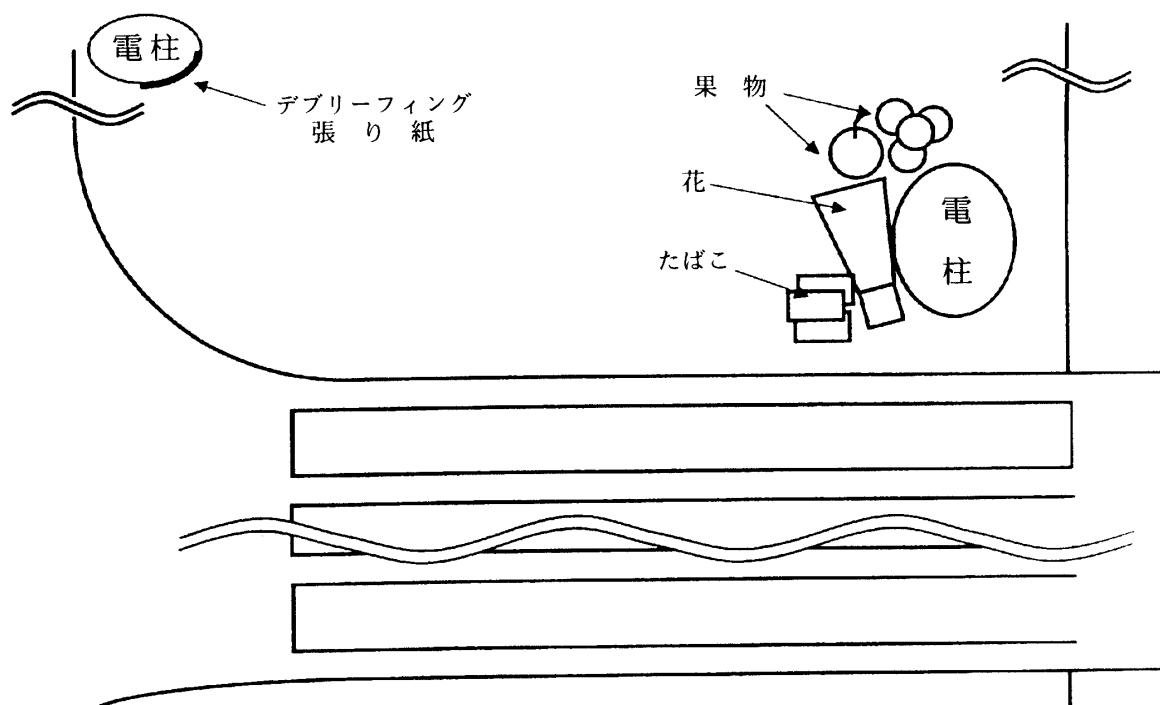


Figure 1 研究1における被害アピールの状況設定の概要

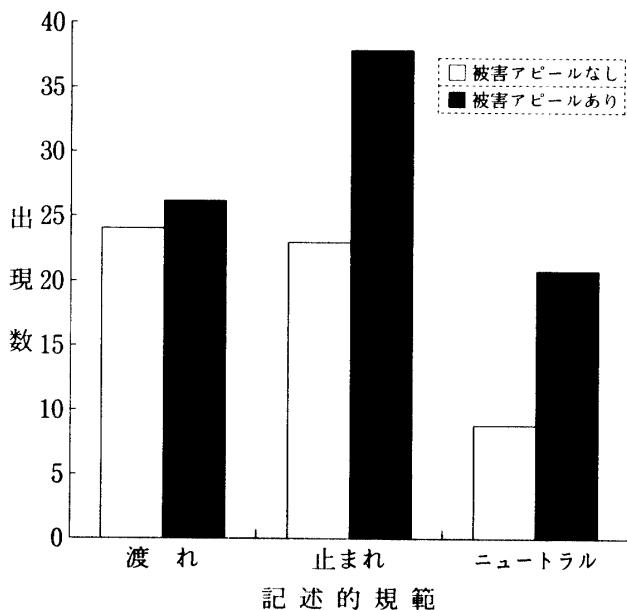


Figure 2 形成された記述的規範

束を見て立ち止まり、これを直視していたと観察者、チェック者の両方が判定したケースも多かった。いずれにせよ、信号無視が自ら事故に遭うことを自覚しても、それが直接的な抑止には結びついておらず、むしろ記述的規範の強い影響力のみが追証されたといえる。

また、今回こうした結果が見られた理由の一つに、対象とした歩行者の習慣性が高く、日常的に交差点を通っている歩行者を検討対象としていたことが挙げられる。北折・吉田（2000c）によれば、習慣性が高く、通学等において本研究で対象とした交差点を毎日通っている歩行者は、入学試験の前日に下見に来た習慣性の低い歩行者と比較して、信号無視をする比率が高い。この知見に基づけば、習慣性が低い歩行者はもともと行動が慎重なため、被害アピールを目撃した場合、より慎重な行動をとると考えられる。そこで研究2では、習慣性が低い歩行者が被害アピールを目撃した場合の歩行者行動について、再度観察検討を行う。

研究2

【目的】

これまでの研究で明らかになった知見をふまえ、習慣性が低い歩行者が被害アピールを目撃した場合の行動判断について検討する。北折らの結果が示すように、習慣性が低い歩行者の方が慎重な行動をとるのであるならば、被害アピールを目にした場合、危険を示す情報源としてこれをより強く知覚し、信号無視の比率は大きく低下すると予測される。これは、記述的規範の形成数だけでなく、研究1と同様に5番目に通りかかった歩行者の行動

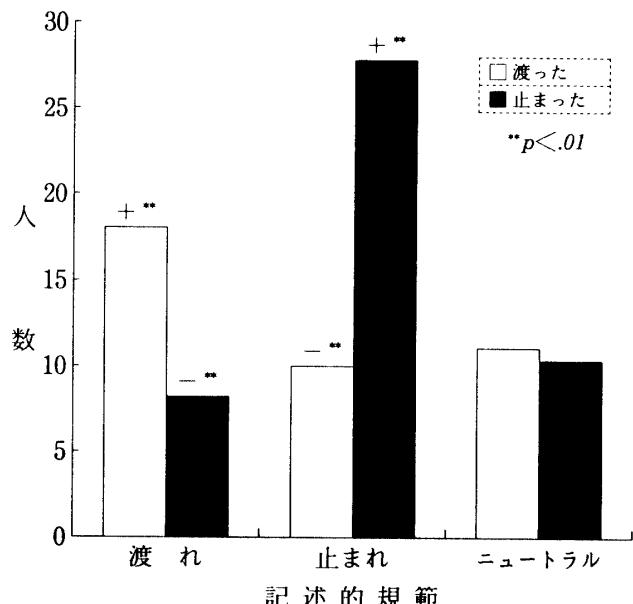


Figure 3 被害アピール提示時の記述的規範と実際の行動との関連

についても、記述的規範に関係なく止まった人の数が多くなると考えられる本研究でも習慣性の低い歩行者として、北折・吉田（2000c）と同様、入学試験の下見に来た受験生を観察対象として扱う。

【方法】

観察手順について 対象交差点および観察に用いた被害アピールの方法、ビデオ観察の手順や記述的規範の抽出などは研究1に準ずる。ただしビデオ記録の第三者のチェックにおいて、5番目の歩行者が受験生に見えるかどうかについても併せてチェックを行い、観察者との評価が一致したケースのみを分析に用いた。習慣性の操作は、センター試験の前日（2000年1月14日）に下見にきた受験生を観察対象とした。受験生を観察対象とすることは以下のようないい處がある。

- ①わざわざ下見にくるような受験生であるため、習慣的にこの交差点を通っていない可能性がきわめて高い。
- ②試験に対する緊張といった受験生特有の要因も、前日の下見を観察対象としているので影響が小さい。
- ③試験場を公開している午後の時間帯全般に歩行者が分散し、試験当日のように短時間に大挙することがなく、試験に遅れそうといった理由で急いでいるようなこともない。
- ④試験準備で講義は休講となるため、大半の学生が大学には来ていない。職員も朝は出勤のために通っても、午後は試験準備に追われていることも手伝い交差点を通る可能性は低い。このため、観察時間帯に交差点を通る歩行者が受験生である可能性が相対的に高くなるであろう。

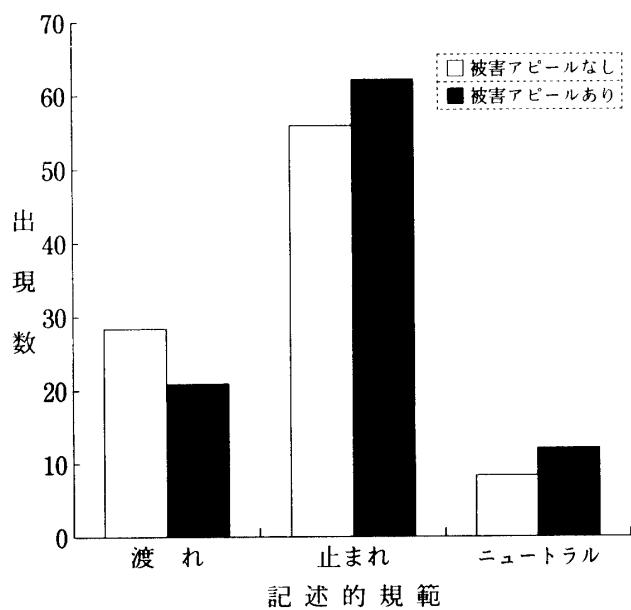


Figure 4 形成された記述的規範

⑤下見に来る歩行者の何割かが、4月よりN大学に入学するため、高習慣性群との比較をする場合でも、群間での大きな質的差異がないと予測される。

上述の理由により、観察時間帯は試験場が公開されるのが午後であることを考慮し、12:30～16:00の時間帯に行われた。低習慣性時の統制条件（被害アピールなし）については、北折・吉田（2000c）の二次試験前日（2000年2月24日）の下見に来た歩行者に対する観察データをそのまま用いた。

【結果】

研究1にならい、誰も通過しなかったサイクルを除き、5番目の歩行者が交差点にさしかかった時に顕現化していた3つの記述的規範と被害アピールの有無（いずれも習慣性が低い）で、 3×2 のクロス集計表を作成した。記述的規範の出現数について χ^2 検定を行ったが形成率の違いは見出されなかった ($\chi^2(2)=2.41$, n.s.; Figure 4を参照)。また被害アピール提示時について、3つの記述的規範と5番目の歩行者が渡ったか止まったに関する 3×2 のクロス集計表を作成した ($\chi^2(2)=27.39$, $p<.01$; Figure 5を参照)。有意差が見られたので残差分析を行ったところ、ここでも記述的規範に行動判断が影響されていることが確認された。

【考察】

低習慣時の被害アピールの効果について検討したが、ここでも被害アピールによる効果は見出されなかった。また、5番目に通りかかった歩行者が渡ったか止まつたかについても、記述的規範の強い影響力が明らかになった (Figure 5)。よって歩行者行動が慎重になり、信号無視の比率が減少するというわけではなかった。ただ、

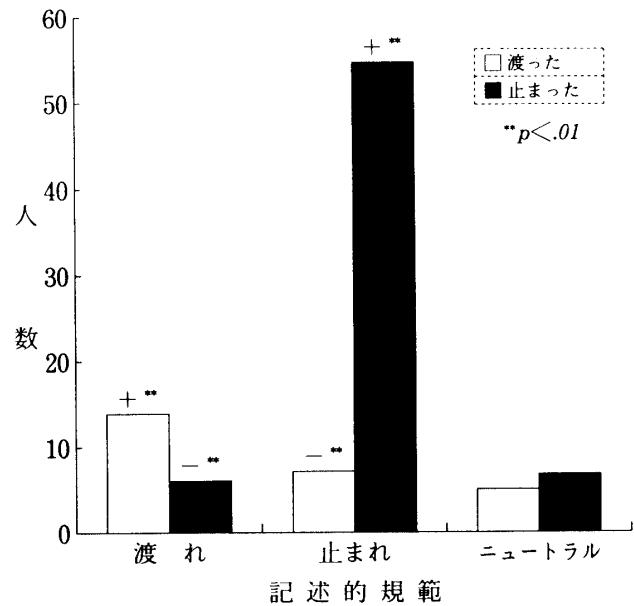


Figure 5 被害アピール提示時の記述的規範と実際の行動との関連

研究1の歩行者行動 (Figure 3) との比較では、記述的規範“止まれ”時に止まった人の数が多く、信号無視をした比率 (%) に関して明確な違いが見られる ($\chi^2(2)=6.00$, $p<.05$)。このことは、被害アピールが慎重な行動に結びつくのではなく、記述的規範と習慣性が行動判断に強く影響するという、従来の知見を支持するものであった。一般に日常性が低い場合、行動が記述的規範に流されると考えられがちであるが、実際はそうではなく、慎重な行動をとる傾向が顕著になることが改めて確認された。

【総合的考察】

本研究は、逸脱行動により自分自身が被害を被る形での被害アピールについて、歩行者の信号無視行動を逸脱場面として用い、2つの検討を行った。この結果、記述的規範の形成比率は被害アピールの有無に影響されなかった。対象とした5番目に交差点にさしかかる歩行者の行動に関する検討でも、明らかに被害アピールの花束を目撃し、これを注視していたケースが多かったにもかかわらず、これまで明らかにされた記述的規範と習慣性の影響が見られたのみであった。このように、形成比率に違いが見られなかった大きな原因には、北折・吉田（2000a）のように、歩行者が類型分けできることが挙げられよう。北折らはこの中で、歩行者を周囲の歩行者行動に関係なく信号を無視する確信犯、周囲の行動に判断が強く依存する状況型、信号遵守の命令的規範を強く内在化し（北折, 1999a）、信号を守って止まる遵守者の3つに分類している。このように分類することは、歩行者行動に対する記述的規範の形成・影響プロセスを説明

する上で非常に有用であるが、今回得られた結果は、この中の確信犯によるところが大きいと考えられる。すなわち、周囲がいかなる行動をとっても信号を無視する確信犯は、被害アピールを目撃しても信号を守らず、記述的規範“渡れ”を形成する先鋒となっていた。北折によれば、確信犯は信号を軽視するとともに、「自分は事故を起こさない」と思いこんでいる傾向が強い。このことは、被害アピールを目撃しても、自分が事故に遭う可能性があるとは認識せず、抑止力とはなり得なかったことを示す。また、遵守者はもともと信号に対する重要度の認知が極めて高く、その存在は Figure 3, Figure 5において、記述的規範“渡れ”時に止まっている歩行者が一定数いることに示される。こうした遵守者は状況に行動が依存せず、もともと被害アピールの有無に関係なく信号を守る。記述的規範の形成にはこれら確信犯と遵守者が強く影響しているが、みんなが止まっている中でも渡ってしまう、初めの一人となりうるような確信犯を抑止することが逸脱行動抑止には特に重要であり、これに対して被害アピールが効果を持たなかつたことが原因であろう。

また、習慣性が低い歩行者については従来の知見と同様に、単に全般的に慎重な行動傾向をとるようになるとのみが示された。被害アピールにより、記述的規範“渡れ”的形成比率や信号無視行動が低習慣性時に特に低下し、強い抑止効果を持つ訳ではないことが研究 2 より明らかになった。

本研究では被害アピールとして、道ばたの目立つところに花束などを設置するという方法をとった。これは、交差点で死亡事故が起きたと知覚させることを意図したものであったが、現実の社会場面においては、「交通事故現場」等と書かれた看板を設置されることが多い。この看板は、その場所で事故が起きたという環境的危険性をアピールし、同時にドライバーや歩行者に対し、自らが加害者（被害者）になる可能性を訴える効果もあわせもつ。このように、逸脱行動で自分が被害を被ることや、ルールを守るのが自分の為であるといったアピールは交通安全標語にも多く見られる「Ex: ルールを守って我が身を守れ；標識無視 信号無視 あなたのその行動

事故のもと；忘れるな 交通ルールは 自分のために」。今回行った検討は、こうした交通事故現場の看板のメッセージ効果を測定するための代替案であった。実際にこうした看板を設置することは、道路管理者などの許可を必要とするため難しいが、花束を設置しても効果が見られなかったことは、看板の効果に対する一つの示唆を示すものであろう。ただこのことは先述の通り、花束の効果が全くないことを意味しない。すなわち、観察記

録の中には明らかに花束を見て驚いたように立ち止まつた歩行者は多かった。よって、信号無視をするかどうかに対して独立変数として影響を及ぼしていることは明らかであり、本研究の枠組みで解釈すれば、信号無視に伴うメリットや記述的規範の方が強い影響を及ぼしたということであろう。

本研究で明らかにできなかった課題も多い。まず研究 1 では、北折（2000）が明らかにしたような、講義に遅れそうで急いでいるかどうかといった要因が考慮されていない。実際には、逸脱行動にはそれによるメリットや、逸脱を正当化する理由が伴うが、そういった理由の一つに、北折が検討した講義に遅れそうで急いでいることが挙げられる。本研究ではこの点をふまえた検討はできておらず、明らかにしなければならない要因の一つである。また、本研究で行った被害アピールの方法が適切であったのかどうかもさらに議論が必要であろう。これらをふまえ、信号無視をするかどうかに影響する諸要因をふまえた、総合的な交通行動の解明が求められる。そしてさらに、記述的規範や習慣性といった、行動判断に強く影響する諸要因を明らかにし、様々な逸脱行動を効果的に抑止できるような方略を考案していくことがつきることのない課題であろう。

【引用文献】

- Bandura, A., Grusec, J.E., & Menlove, F. 1967
Vicarious extinction of avoidance behavior.
Journal of Personality and Social Psychology, 5, 16-23.
- Cialdini, R.B. 1988 *Influence: Science and practice*. Scott, Foresman and Company. (社会行動研究会(訳) 1991 影響力の武器－なぜ人は動かされるのか－ 誠信書房)
- Cialdini, R.B., Kallgren, C.A., & Reno, R.R. 1991 A focus theory of normative conduct : A theoretical refinement and reevaluation of the role of norms in human behavior. In M.P. Zanna. (Ed.), *Advances in experimental social psychology*. Vol. 24, New York: Academic Press. Pp.201-234.
- 道路交通法 1993 六法全書 464-465. 三省堂
- Gilbert, D.T. 1995 Attribution and interpersonal perception. In A. Tesser (Ed.), *Advanced social psychology*. New York: McGraw-Hill. Pp99-147.

- Grube, J.W., Morgan, M., & McGree, S.T. 1986 Attitudes and normative beliefs as predictors of smoking intentions and behaviors: A test of three models. *British Journal of Social Psychology*, 25, 81-93.
- Jacobs, R.C., & Campbell, D.T. 1961 The perpetuation of an arbitrary tradition through several generations of a laboratory microculture. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, 62, 649-658.
- 木島公昭 1988 小学校児童に対する体験的教育の試み 日本交通心理学会編 安全運転の心理学 Pp.188-231.
- 北折充隆 1998 社会規範からの逸脱行為に対する違反抑止メッセージの効果に関する研究—禁止メッセージの提示方略に着目して— 名古屋大学教育学部紀要（心理学）45, 65-74.
- 北折充隆 1999a 歩行者の交差点における信号無視行動とその態度との関連について—公的・私的自己意識も踏まえて— 名古屋大学教育学部紀要（心理学）46, 197-204.
- 北折充隆 1999b 歩行者の信号無視と交差点の認知バイアスとの関連について—主観的評価と推定認知の観点から— 交通心理学研究 15, 1-7.
- 北折充隆 2000 歩行者の赤信号無視行動に関する時間帯別検討—急いでいるから信号無視をする?— 日本交通心理学会第61回大会発表論文集 Pp.66-67.
- 北折充隆・吉田俊和 2000a 記述的規範が歩行者の信号無視行動におよぼす影響 社会心理学研究, 16, 73-82.
- 北折充隆・吉田俊和 2000b 違反抑止メッセージが社会規範からの逸脱行動におよぼす影響について—大学構内の自転車の駐輪違反に着目したフィールド実験— 実験社会心理学研究 40, 28-37.
- 北折充隆・吉田俊和 2000c 歩行者の信号無視行動に関する観察的研究—命令的規範からのアプローチ— 日本グループ・ダイナミックス学会第48回大会発表論文集 Pp.82-85.
- Kitaori, M., Yoshida, T., & Hirooka, S. 2001 The influence of habit on illegal crossing at an intersection. *Abstract of the Joint Meeting of the 4th Conference of the Asian Association of Social Psychology*, 179.
- 小林実・小山賀代 1975 横断歩行者の挙動におよぼす警察官の監視効果 科学警察研究所報告交通編, 16, 17-25.
- 小林實・内山絢子・松本弘之 1977 交通違反の悪質性 意識 科学警察研究所報告交通編, 18, 51-61.
- McAlister, A.L., Krosnick, J.A., & Milburn, M.A. 1984 Causes of adolescent cigarette smoking: Tests of structural equation model. *Social Psychology Quarterly*, 47, 24-36.
- Murray, M., Swan, A.V., & Johnson, M.R.D. 1983 Some factors associated with increased risk of smoking by children. *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 24, 223-232.
- Newcomb, M.D., Huba, G.J., & Bentler, P.M. 1983 Mother's influence on the drug use of their children: conformity tests of direct modeling and mediaional theories. *Developmental Psychology*, 19, 714-726.
- 新美暁子・石川隆行・田中英一・内山伊知郎 1997 母親のしつけが子供の交通に関する罪悪感形成に及ぼす影響 交通心理学研究, 13, 15-23.
- 蓮花一己 2000 カーコミュニケーション 高木修（監修） 交通行動の社会心理学—運転する人間の心と行動— 北大路書房 Pp92-99.
- Solomon, S., Greenberg, J., & Pyszczynski, T. 1991 A terror management theory of social behavior: The psychological functions of self-esteem and cultural worldviews. In M.P. Zanna. (Ed.), *Advances in experimental social psychology*. Vol. 24, New York: Academic Press. Pp.93-159.
- Staub, E. 1972 Instigation to goodness: The role of social norms and interpersonal influence. *Journal of Social Issues*, 28, 131-150.
- Stiff, J.B. 1994 *Persuasive communication*. New York: Guilford.
- Tesser, A., Campbell, J., & Mickler, S. 1983 The role of social pressure, attention to the stimulus and self-doubt in conformity. *European Journal of Social Psychology*, 13, 217-233.
- Triandis, H.C. 1994 *Culture and social behavior*. New York: McGraw-Hill.
- Verkuyten, M., Rood-Pijpers, E., Elffers, H., & Hessing, D.J. 1983 Rules for breaking formal Rules: Social representations and everyday rule-governed behavior. *Journal of Psychology*, 128, 485-497.

(2001年9月20日 受稿)

ABSTRACT

An effects of damage appealing on rule-breaking behavior.

Mitsutaka KITAORI

The purpose of this study was to examine the effect of risk on a rule-breaker, from as a result of engaging in traffic rule-breaking activity. Study 1 focused on pedestrians crossing a red light under a condition intended to induce threat. Some flowers were placed at a corner of an intersection, so as to present the impression that someone had passed away there, and pedestrians' crossing behavior was monitored. There was little effect of the sign of threat on their crossing behavior, and it appeared that a more viable influence was the behavior of others at the intersection, i.e. the descriptive norm. Study 2 replicated the previous study, but by observing pedestrians who were assumed to be not those who habitually pass by the intersection being observed, but by those who were passing through for the first time. Subjects who were observed were high school students who were due to take an exam at a nearby university. Once again, the effect of flowers was minimal, and the descriptive norm of surrounding pedestrians was a more influential factor in their crossing behavior. These results were discussed based on a three-type categorization of pedestrians suggested by Kitaori (1999a). The "hard-core" rule-breaker tended to cross regardless of the descriptive norm, the presentation of threat, and habit.

Key words : damage appealing, descriptive norm, customary, pedestrian.